平成２３年（フ）第３７３号
東京都青梅市大門１丁目376番地市営大門第５住宅221
債務者　小野　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７４号
東京都青梅市大門１丁目376番地市営大門第５住宅221
債務者　小野　賢一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６１号
東京都西東京市保谷町６丁目17番17号
債務者　小松崎悟郎
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６２号
東京都西東京市保谷町６丁目17番17号
債務者　小松崎　香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
静岡市清水区由比439番地由比南団地15号室
債務者　望月　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６２０号
東京都江戸川区西葛西３丁目９－９－804
債務者　谷内田峰夫
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６７１号
神奈川県相模原市南区南台２丁目１－32－710
債務者　金子　直正
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６７６号
神奈川県大和市福田３丁目14－３　トップ桜ヶ丘第５－304
債務者　沼尾　美雪
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６７９号
埼玉県さいたま市浦和区領家６丁目３－１－106
債務者　田野恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０２号
東京都葛飾区白鳥４丁目12－３－409
債務者　木次谷比留美（旧姓車多）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０３号
東京都江戸川区西一之江３丁目２－２－105
債務者　小島　初代
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０４号
東京都江戸川区西一之江３丁目２－２－105
債務者　小島　一智
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０５号
東京都新宿区戸山２丁目13－105
債務者　岩橋　正子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０６号
東京都葛飾区白鳥４丁目６－16－205
債務者　田中　一人
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４１号
東京都練馬区富士見台４丁目36－44－103
債務者　風間　恵梨
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５１号
東京都板橋区蓮根２丁目13－５－301
債務者　河村　雄史
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部